

補聴器に関する助成事業を行っている自治体

2021.10 政訪地方社保調べ
出典 中央社保協、全難聴ホームページより作成

東京都	全難聴調査による						
・東京都足立区	高齢者補聴器購入費用助成	65歳以上	×		住民税非課税または生保受給者、中国帰国者支援給付者。医師診断された方、聴力40～70Db未満（両耳）	助成上限額25000円、一人一台一回のみ、	集音器は対象外
・東京都板橋区		65歳以上	×	非課税	尚且つ耳鼻咽喉科医が補聴器の使用が望ましいと判断した中等度難聴者	上限2万円。助成は1回限り、修理経費、付属品購入は含まず	補聴器購入アフターケア証明書の提出を条件
・東京都渋谷区	調査中						
・東京都新宿区	補聴器の支給	70歳以上				現物支給2,000円 ※生活保護または中国残留邦人等支援給付を受けている方は、自己負担が生じません。	
・東京都豊島区		65歳以上	×	本人非課税	介護保険料所得段階が1から5耳鼻科の医師から本事業の基準を満たす証明を受けたかた（中程度難聴程度）	購入費用を1台一回限り、限度額2万円まで、補聴器本体および付属品	集音器は対象外
・東京都練馬区	高齢者の補聴器購入費用助成事業	65歳以上	×	住民税非課税世帯	または生活保護受給者、中国帰国者支援給付受給者 耳鼻咽喉科医の診断結果（意見書）を得られる方（両耳の聴力レベル40Cdb）	本体および付属品の購入費用として、25,000円を上限	集音器および故障、修理、メンテナンスなどは対象外
・東京都文京区	高齢者補聴器購入費用助成	65歳以上	×	住民税非課税（個人）	医師の診断（500円）を受け、医師が補聴器の必要性を認める方	2万5千円を上限として、1人1回に限り補聴器購入費用を助成	8/3/2020
・東京都利島村	高齢者補聴器購入費用助成	満65歳以上	×	本人が住民税非課税	耳鼻咽喉科医師により、補聴器の必要性を認める意見書等を得ることができること。	補聴器本体1台分の購入費用人につき2万円以内	9/1/2020
・東京都千代田区	補聴器購入費の助成	年齢制限なし		あり	補聴器の必要性を認める医師の意見、聴力レベルが40デシベル以上である方、扶養義務者等の所得が、千代田区障害者福祉手当の所得基準の範囲内であること	補聴器購入費の9割を助成。ただし、50,000円を限度	
・東京都江東区	高齢者4補聴器の現物支給及び購入費用助成	65歳以上	×	あり	所得制限 扶養親族3人以上の場合一人につき38万円加算 0人2572千円、1人305万2千円、3人343万2000円	現物支給：1人一回一台限り現物支給 購入補助：30000円上限支給	集音器は対象外
・東京都江戸川区	補聴器購入資金の一部助成	満65歳以上		本人が住民税非課税	医師が補聴器の必要性を認める方	1人一回、上限2万円	
・東京都葛飾区	補聴器購入費用助成	満65歳以上	×	住民税非課税世帯	医師が補聴器の必要性を認める方（要医師証明書、領収書）	1人一回、上限35000円上限	
・東京都大田区	高齢者補聴器購入費用助成	満70歳以上	×	住民税非課税世帯	耳鼻咽喉科医師が補聴器の必要性を認める方	1人一回、上限2万円 故障・紛失、メンテナンスは対象外	
・東京都中央区	高齢者補聴器購入費用助成	65歳以上	×	あり	耳鼻咽喉科医師が補聴器の必要性を認める方 本人の前年所得が267万2千円（扶養0）、315万2千円（扶養1）一人増毎38万円加算	35000円上限。未満額の場合は購入金額	
・東京都墨田区	高齢者補聴器購入費用助成	満65歳以上	×	住民税非課税世帯	耳鼻咽喉科医師が補聴器の必要性を認める方	1人一回、上限2万円 故障・紛失、メンテナンスは対象外	

【注意事項】

1. 購入後の申請は助成対象外です。
2. 「医師による確認書」の証明を受けた日から6か月以内に申請書を提出してください。
3. 医療費控除を検討される場合には、「補聴器適合に関する診療情報提供書」が必要となりますので、受診時に補聴器相談医にご相談ください。
4. 助成金の交付から5年を経過するまで、再度の申請はできません。
5. 補聴器購入後に別途発生した修理費やメンテナンス費用は助成の対象外です。
6. 他自治体から港区へ転入してきた等の理由で、港区で住民税が確認できない場合は、他自治体で発行した非課税証明書を提出していただく必要があります。

補聴器コラム

**■補聴器をつけたら「聞こえのトレーニング」が大切です！
使い始めは「不快」が当たり前。**

「難聴」とは、「脳」に伝わる音の刺激が弱くなってしまった状態です。補聴器の役割は、入ってきた音を増幅させて、聞き取りに必要な音の刺激を脳に送ることです。しかし、かければすぐに見えるようになるメガネと違い、補聴器はつければすぐに聞こえるようになるわけではありません。難聴の脳は音の刺激が少ないことに慣れてしまっているため、補聴器で聞き取りに必要な音量の音が伝わると、「うるさい!」「余計な音だ!」と感じてしまうのです。そこで大切なのが、聞き取りに必要な音量でも聞き続けられる脳に変化させるためのトレーニングです。家族や友人などと会話したり、日常生活を制限せずに、積極的に外出や趣味などを楽しんで、さまざまな音を意欲的に聞くことを心がければ、音を認識する能力もアップします。

■補聴器ライフは定期的な「聴力検査」と補聴器の「お手入れ」が重要

補聴器のトレーニングは3ヶ月程度が一般的ですが、トレーニングの効果を維持するためには、定期的な聞こえの状態を確認することが大切です。自分では調子がいいと思っても、医師の定期検査は必ず受けるようにしましょう。また、補聴器は、精密機器のため、購入後のメンテナンスが大切です。購入した販売店へ行き、定期的な点検と聞こえの検査を行いましょう。

※当コラムは、一般社団法人 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会ホームページ (<http://www.jibika.or.jp/owned/hwel/>) から転載しています。



発行

港区役所 高齢者支援課 在宅支援係 〒105-8511 港区芝公園1-5-25
☎03-3578-2400~2406 FAX03-3578-2419

発行番号：2023017-3721

**高齢者補聴器購入費
助成のご案内**



港区では、加齢に伴う難聴を改善するため、補聴器購入費の助成を行っています。専門の相談医や補聴器技能者とともに、補聴器の購入前の相談からアフターケアまで、補聴器を安心してご利用いただけるよう支援します。

家族や大切な仲間との楽しい会話、習い事や地域活動への参加、音楽や映画の鑑賞など、補聴器使用による聞こえの改善で、高齢者の方の快適な日常生活や社会参加を支援します。

相談窓口

	各総合支所区民課保健福祉係	各高齢者相談センター
芝	☎ 3578-3161 FAX 3578-3183	☎ 5232-0840 FAX 5446-5857
麻布	☎ 5114-8822 FAX 3583-0892	☎ 3453-8032 FAX 3453-6269
赤坂	☎ 5413-7276 FAX 3402-8192	☎ 5410-3415 FAX 5410-3417
高輪	☎ 5421-7085 FAX 5421-7613	☎ 3449-9669 FAX 3449-9668
芝浦 港南	☎ 6400-0022 FAX 5445-4590	☎ 3450-5905 FAX 3450-5909

申請から助成までの流れ

1 申請書等を取得する

- 総合支所または高齢者相談センターの窓口で相談のうえ、申請書等を取得する
《お渡しする書類》：①申請書（三枚複写）
②協力医療機関一覧および補聴器販売店一覧
③返信用封筒（申請書送付用）



2 補聴器相談医を受診する

- 申請書を持って、協力医療機関で、医師の診断を受ける
- 補聴器が必要と認められた場合には、「医師による確認書」（申請書下段）に証明をもらう



3 販売店で補聴器購入相談・見積書を取得する

- 認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店（※）で相談、補聴器の調整や試聴を行い、購入する補聴器の見積書を作成してもらう
- ※助成対象となる販売店は（公財）テクノエイド協会の補聴器販売店検索システムに掲載されている認定補聴器技能者が在籍する店舗に限ります。なお、港区外の販売店も対象となります。

補聴器販売店検索システム



<https://www3.techno-aid.or.jp/CIU/map/>

4 必要書類を区へ提出する

- 購入することが決まったら、港区高齢者支援課在宅支援係まで下記を郵送する
《提出物》：①申請書（「医師による確認書」の欄に証明のあるもの）
②見積書（写し可）



5 助成金交付決定通知書が届く

- 高齢者支援課で提出された書類を確認し、助成決定通知書・助成金請求書をお送りします

6 補聴器を購入する

- 助成決定通知書が届いた後に、見積書を取得した販売店へ行き補聴器を購入する
《持ち物》：①助成金交付決定通知書
②助成金請求書（下欄の「請求及び受領委任状」を記入し、補聴器販売店へ提出）
③自己負担金（補聴器購入費から助成額を差し引いた額）
※原則、助成金は区から販売店へ支払われます。



助成要件

対象者（以下の①～③の要件すべてを満たす方）

- ① 港区に住所がある60歳以上の人
- ② 区が指定する医療機関（補聴器相談医在籍）の医師が補聴器装用を必要と認めた人
- ③ 聴覚障害による身体障害者手帳を持っていない人

対象機器 管理医療機器としての補聴器本体（片耳1台分）とその付属品

※付属品は電池（最小単位）、充電器およびイヤモールドに限ります。

助成額 補聴器購入額（上限137,000円）

ただし、住民税課税の人は補聴器購入額の1/2（上限68,500円）

ポイント1 「補聴器相談医」の受診

補聴器相談医とは、一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が認定した医師です。聞こえが不自由を感じるようになった人に対し診断・治療を行い、補聴器が必要かを診断するとともに、補聴器購入後も認定補聴器技能者と連携し、経過観察と適切な使い方の指導をします。

港区の助成制度では、補聴器相談医の受診を要件としています。

※申請窓口で「協力医療機関一覧」を配付しています。

ポイント2 「認定補聴器技能者」が在籍する店舗での購入

認定補聴器技能者は、補聴器に関する正しい知識と技能を持った、「補聴器のエキスパート」です。

補聴器の使用目的、使用環境、希望価格等について相談に応じ、補聴器の調整や効果の確認、使用指導を行います。

補聴器相談医の受診同様、港区の制度では、「認定補聴器技能者」が在籍する店舗での購入を要件としています。

※店舗は、公益財団法人テクノエイド協会の補聴器販売店検索システム（左頁QRコード参照）で確認するか、区にお問い合わせください。

ポイント3 補聴器販売店での相談

★補聴器の使用目的をしっかりと伝えましょう

どんな時に聞こえにくく、日常生活でどのような不自由を感じているのか、補聴器をどのように使用したいのかを伝えましょう。認定補聴器技能者の適切な助言に繋がります。

★購入前に補聴器の貸し出しを受け、試聴しましょう

購入予定の補聴器販売店で、補聴器の試聴をし、調整を受けてください。装用初期に必要なトレーニングのイメージをつかみましょう。

★一人で決めずに家族や友人等に相談しましょう

補聴器は高額なものです。予算を伝え、一人では決めずにご家族などとよく相談して購入しましょう。

- 令和4年5月に取りまとめられた「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する提言～地域移行を目指して～」において、地域移行に重点を置いた部活動改革の推進と、これまでの県運営方針に定められた活動時間等の遵守や見直しの徹底が求められたことを踏まえ、令和元年に策定した「県部活動の運営方針」を改訂。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動を目指す。

※本方針は、公立の中学校・高校・特別支援学校を対象。ただし、公立小学校も本方針に準ずる。

1 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

- 生徒の怪我予防、コンディション調整、パフォーマンス向上、心身の健全な育成には、心身の疲労が解消できる十分な休養時間の確保が重要であるとする医・科学的観点を最優先に考慮し、適切な活動計画に基づいて活動する。
- 可能な限り短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 活動計画作成に当たっては、タイムマネジメントの観点、学校生活と家庭での生活のバランスを保つ観点、さらに、教員の長時間労働の縮減に配慮する観点から、活動過多を抑止する方向で見直す。
- 練習試合や大会等の前であっても、心身の健康を保持するために上限の範囲内で活動することを徹底する。

(主な内容)

・適切な活動時間を設定

	1日当たりの上限		週計
	平日	休日	
中学校	2時間	3時間	11時間
高校		4時間	12時間
特別支援学校	1.5時間	原則、実施しない	6時間

※ 大会や練習試合の当日は除く。ただし、休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動した場合、他の休日に休養日を振替える。

※ 長期休業中も同様に設定。

・朝の活動を原則禁止

※ 朝の活動は大会等の直前かつ、放課後のみの活動では施設等を使用できないケースに限る。実施する場合も、放課後の活動と合わせ1日当たりの上限の範囲内で活動する。

・休養日を適切に設定

	平日	休日(土・日)	週計
中学校	1日以上	1日以上	2日以上
高校	原則、平日・休日各1日以上		原則、2日以上
特別支援学校	原則、平日1日、休日2日		原則、3日以上

※ 大会等への参加により休日(土・日)に連続して活動した場合は、他の日に休養日を振替える。休日に活動した場合は、その分を休日に振替える。

※ 長期休業中は、上表と同様に対応するとともに、1週間以上の連続した休養期間を設定する。

・学校単位で参加する大会等を見直し

参加する大会等について、活動時間の上限を遵守し適切な休養日を確保できるよう設定

・年間計画、毎月の活動計画に加え、活動実績についてホームページで公表

出典：茨城県教育委員会ホームページ 茨城県部活動の運営方針（改訂版：概要）（令和4年12月）

<https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/sports/club-activity/club-activities-policy/>

2 適切な運営のための体制整備

今後の地域移行を視野に入れながら、学校部活動の位置付けや運営について果敢な見直しを行う。

(主な内容)

- ・可能な限り生徒が自ら活動計画等を立案し運営する体制を構築
- ・部活動の未加入生徒とその保護者の費用負担に対する十分な配慮
- ・部活動が教育課程外であることを踏まえ、部活動の位置づけを見直し

3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

多様化する生徒の活動ニーズに応えるため、活動日を減じるなどして、部活動以外の様々な活動にも参加できるよう対策を講じる。

(主な内容)

- ・シーズン制の導入や、活動時間・日数の見直しにより多様な志向へ対応
- ・令和5年度から段階的に地域移行
- ・中学校においては令和7年度末、高校においては令和8年度末を目途に、休日に部活動指導を行う教員をゼロに
- ・県教育委員会は、地域移行後の「地域クラブ活動ガイドライン」を作成
- ・県教育委員会は、兼職兼業に係る許可条件や基準等について、別途要項を策定

4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

部活動数の精選・適正化を進め、複数顧問制により交代で指導する原則を徹底する。また、部活動指導は、休日等を含め、必ずしも教員が携わる必要のない業務であるため、部活動指導員の活用を促進する。ただし、部活動指導員の確保には限度があるため、拠点校・合同部活動等を含めた地域移行を推進する。

(主な内容)

- ・部活動数の精選と複数顧問制による交代指導を徹底
- ・部活動指導員を活用
- ・休養日の振替を徹底
- ・大会運営や役員業務を見直し

部活動運営方針改訂（主な変更点）

項目	現行	改訂
活動時間・休養日の設定	<p>○活動時間 平日：2時間程度 特別支援 記載なし 休日：中3時間程度 高4時間程度 特別支援 記載なし</p> <p>○休養日 中：週2日（平日1、休日1） 高：週1日 特：記載なし ・休養日を他の日に振り替える</p>	<p>○活動時間 平日：2時間を上限 1.5時間を上限（特別支援） 休日：中3時間上限 高4時間上限 特（原則実施しない）</p> <p>※練習試合、大会等で活動時間の上限を超えて活動した場合、休日の場合は休日に振替 ※祝日が含まれている週や、平日に大会参加により1日の上限を超えた場合でも週の上限の範囲内となるよう調整</p> <p>○休養日 中：週2日（平日1、休日1） 高：原則週2日（平日1、休日1） 特：原則週3日（平日1、休日2） ※高は公式大会前（2週間前）に、希望生徒がいる場合には週1日でも可 ※大会等で土日両日活動 → 休養日を他の休日に振替</p>
朝の活動	原則朝の活動は行わない	<p>原則朝の活動は行わない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日の上限の範囲内で ・大会直前であり活動場所が狭隘で確保難 ・大会直前というだけでは×
活動計画の公表	ホームページで活動計画を公表	ホームページで活動計画に加え活動実績も公表
大会参加数の見直し	参加する大会を精査	・時間上限遵守・振替休養設定を徹底することにより、大会参加数の抑制を促進
部活動の位置付けの見直し	記載なし	・任意加入である部活動の費用負担の在り方を見直し
勤務時間外在校等時間の縮減と複数顧問制の推進等	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間外在校等時間を縮減するためにも、地域移行を推進 ・指導体制の例を明記 ・複数顧問交代による単独指導を徹底
大会運営・役員業務の整理等	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> ・大会の組合せや打合せ会議について、デジタル化・オンライン化するなど改善 ・教員が役員業務に従事する場合の兼職兼業及び服務管理について別途整理する。
小学校の活動	本方針に準じることが望ましい	本方針に準ずる